



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 条例

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………(人事課)……6
- 大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………(税務課)……14
- 大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………(保険医療課)……23
- 大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例……………(介護保険課)……23
- 大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例……………(企画法制課)……23

### 規則

- 大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則……………(健康増進課)……29

### 告示

- 大和高田市市民交流センター開館準備委員会設置要綱……………(自治振興課)……29
- 大和高田市農業経営改善促進資金利子補給要綱……………(産業振興課)……30
- 平成27年度大和高田市一般会計補正予算(第3号)等の要領の公表……………(財政課)……32
- 市道路線認定に関する告示……………(土木管理課)……39
- 市道の区域の決定及び供用の開始に関する告示……………( )……40
- 市道路線変更に関する告示……………( )……41
- 市道の区域の変更に関する告示……………( )……41
- 供用の開始に関する告示……………( )……41
- 市道路線廃止に関する告示……………( )……41
- 市道の区域の変更及び供用の開始に関する告示……………( )……42
- 公示送達……………(収納対策室)……43
- 公示送達……………( )……43
- 公示送達……………( )……43
- 引取りのない自転車等の処分……………(生活安全課)……44
- 指定管理者の指定……………(都市計画課)……44
- 公示送達……………(収納対策室)……45
- 大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示……………(産業振興課)……45
- 公共下水道の供用及び処理開始の縦覧……………(下水道課)……46

### 公告

- 大和高田市立菅原小学校エレベーター設置工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室)……46
- 大和高田市浮孔児童ホーム新築工事に関する条件付き一般競争入札公告( )……49
- 農用地利用集積計画の縦覧……………(産業振興課)……51
- サイクルポート近鉄高田北、高田市駅防犯カメラ設置工事に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室)……52

○近鉄大和高田駅前駐車場改修工事(再度入札)に関する条件付き一般競争入札公告.....	(契約監理室).....	54
○磯野地内道肩改良工事に関する条件付き一般競争入札公告.....	( 〃 ).....	57
○藤森地内排水路改良工事に関する条件付き一般競争入札公告.....	( 〃 ).....	59
○曾大根他地内道肩改良工事に関する条件付き一般競争入札公告.....	( 〃 ).....	62
○松塚地内水路整備工事に関する条件付き一般競争入札公告.....	( 〃 ).....	64
○松塚地内道肩改良工事に関する条件付き一般競争入札公告.....	( 〃 ).....	67
○平成27年度大和高田市職員採用試験(行政職)の実施.....	(人事課).....	69
<b>教育委員会</b>		
○教育委員会12月定例委員会の招集.....	(教育総務課).....	72
<b>選挙管理委員会</b>		
○選挙権を有するものの総数.....	(選挙管理委員会).....	73
○選挙人名簿抄本閲覧状況の公表.....	( 〃 ).....	73
<b>農業委員会</b>		
○農業委員会1月定例委員会の招集.....	(農業委員会).....	73
<b>公営企業</b>		
○配水管布設工事(三和町)に関する条件付き一般競争入札公告.....	(水道総務課).....	73

<p style="text-align: center;">公布された条例のあらまし</p>
---

### ◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

#### 2 改正の内容

- (1) 第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正  
 ・共済年金が厚生年金に一元化されることに伴い所要の規定の改正を行います。(附則第5条関係)
- (2) 第2条 大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正  
 ・共済年金が厚生年金に一元化されることに伴い所要の規定の改正を行います。(附則第5条関係)

#### 3 施行期日

公布の日

平成27年10月1日

### ◇大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

#### 2 改正の内容

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、市税の申告書の記載事項等について、規定の整備を行います。(第27条、第43条、第55条の2、第55条の3、第63条、第65条、第65条の2、第81条、第82条、第126条の3、附則第10条の3及び附則第13条の4関係)
- (2) 国税徴収法及び国税通則法に準拠して改正された地方税法の規定のうち、地方の実情にあわせて定めるべき事項とされた次に掲げるものにつき、規定の整備を行います。
- ① 徴収の猶予期間及び猶予延長期間中における徴収金の納付又は納入する方法を、原則として当該猶予期間又は猶予延長期間内の各月の分割納付又は分割納入とする。(第5条の2関係新設)
  - ② 徴収の猶予申請及び猶予延長申請に係る申請書記載事項、添付書類を明記するとともに、当該申請に訂正が必要な場合の補正期間を20日と定める。(第5条の3関係 新設)
  - ③ 職権による換価の猶予期間中における徴収金の納付又は納入する方法を、原則として当該猶予期間又は猶予延長期間内の各月の分割納付又は分割納入するとともに、必要に応じて提出を求める書類を明記する。(第5条の4関係 新設)
  - ④ 申請による換価の猶予の申請期間を納期限から1年とするほか、換価の猶予期間中の納付又は納入の方法等について徴収の猶予制度に準じて定める。(第5条の5関係 新設)
  - ⑤ 徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合において、当該猶予する金額が100万円以下又は当該猶予期間が3月以内であるときは、担保を徴せず当該猶予を認めることができるものとする。(第5条の6関係 新設)
- (3) 所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については、所得税法の計算の例によらないものとするため規定の整備を行います。(第17条関係)

- (4) 市民税、固定資産税、軽自動車税、身体障害者等に対する軽自動車税及び特別土地保有税の減免の申請期限を納期限の7日前から、納期限日の当日まで申請期限を延長する。(第43条、第63条、第81条、第82条及び第126の3条関係)
- (5) 旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に4段階で縮減し、廃止する。(附則第16条の2関係)

税率(1,000本あたり)

	現行	改正案			
		H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
地方のたばこ税	2,906円	3,406円	3,906円	4,656円	6,122円
道府県たばこ税	411円	481円	551円	656円	860円
市町村たばこ特別税	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円
国のたばこ税	2,906円	3,406円	3,906円	4,656円	6,122円
たばこ税	2,517円	2,950円	3,383円	4,032円	5,302円
たばこ特別税	389円	456円	523円	624円	820円
合計	5,812円	6,812円	7,812円	9,312円	12,244円

3 施行期日

公布の日

平成28年1月1日

平成28年4月1日

◇大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

(1) 課税限度額の引上げを行います。

① 国民健康保険税の基礎課税額の限度額を「51万円」から「52万円」に引き上げます。(第2条第2項及び第21条関係)

② 後期高齢者支援金等課税額の限度額を「16万円」から「17万円」に引き上げます。(第2条第3項及び第21条関係)

③ 介護納付金課税額の限度額を「14万円」から「16万円」に引き上げます。(第2条第4項及び第21条関係)

(2) 国民健康保険税の減免申請期限を納期限7日前から納期限まで延長します。(第24条第2項関係)

3 施行期日

公布の日

平成28年4月1日

◇大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

市民税等の減免申請期限の延長に合わせて、介護保険料の減免申請期限の延長を行うものです。

2 改正の内容

(1) 介護保険料の減免申請期限を納期限7日前から納期限まで延長します。(第10条関係)

3 施行期日

公布の日

◇大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

1 理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものです。

3 施行期日

平成28年1月1日

条 例

**条例第27号**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第5条に見出しとして「(他の法令による給付との調整)」を付し、同条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下「障害基礎年金」という。)	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。)若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89

障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
	遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下「遺族基礎年金」という。)
遺族厚生年金等(当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)		0.84
遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金		0.88
国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金		0.80
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金		0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金		0.90

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

(大和高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 大和高田市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を

「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

<p>1 傷病補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）</p>	<p>0.73</p>
<p>2 傷病補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81）</p>
<p>3 障害補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.73</p>
<p>4 障害補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81）</p>
<p>5 遺族補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）</p>	<p>0.80</p>
<p>6 遺族補償年金 （第18条の2に</p>	<p>遺族厚生年金等及び遺族基礎年金</p>	<p>0.87</p>



規定する公務上の災害に係るものに限る。)			
附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。			
1 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等 2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害共済年金(以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.86 0.88	
2 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等 2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.91(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90) 0.92(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)	
3 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等 2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.83 0.88	
4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.89(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補	

			償年金にあつては、0.88)
		2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92(第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91)
5 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 遺族厚生年金等		0.84
	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金(以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。) 又は国民年金法による寡婦年金		0.88
6 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 遺族厚生年金等		0.89
	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。) 又は国民年金法による寡婦年金		0.92

附則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の二が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89
2 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.

			82)
		2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.82)
		3 旧国民年金法による障害年金	0.93(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.92)
3 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1	旧船員保険法による障害年金	0.74
	2	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3	旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1	旧船員保険法による障害年金	0.83(第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.82)
	2	旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償

		年金にあつては0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)
5 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附 則

## （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

## （経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定は、この条例の適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大和高田市消防団員等公務災害補償条例附則第5条の規定は、この条例の適用日以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 4 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第5

6条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

5 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

6 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正後の大和高田市消防団員等公務災害補償条例の適用を受ける者に支給された改正前の大和高田市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、改正後の大和高田市消防団員等公務災害補償条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

### 条例第28号

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月10日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

大和高田市税賦課徴収条例(昭和26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の5条を加える。

(徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第5条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。
- (職権による換価の猶予の手続等)
- 第5条の4 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、第5条の2第1項に規定する方法とする。
- 2 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
- (申請による換価の猶予の申請手続等)
- 第5条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、1年とする。
- 2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方

法は、第5条の2第1項に規定する方法とする。

3 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第5条の3第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第5条の3第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第5条の3第1項第6号に掲げる事項

(2) 第5条の3第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第6項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第5条の6 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。第6条中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第11条第2項中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、同条第3項中「地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

第17条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第27条第7項中「寮等の所在」の次に「、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)」を加える。

第28条の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第43条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号

第52条に次の1項を加える。

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。)であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第55条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)」又は法人番号



(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第55条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第63条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第65条第1項第1号及び第65条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第81条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第82条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)」に改め、同条第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第126条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第5条の2第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第10条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改め、同条第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第13条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

附則第16条の2を次のように改める。

## 第16条の2 削除

### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第17条第2項、第27条第7項、第28条の3第4項、第43条第2項各号、第55条の2第1項第1号、第55条の3第1項第1号及び第2項第1号、第63条第2項第1号、第65条第1項第1号、第65条の2第1項第1号、第81条第2項第2号、第82条第2項第1号並びに第126条の3第2項第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第

1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号並びに第13条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号の改正規定並びに附則第3条第1項、第2項及び第4項、第4条第1項、第5条及び第7条の規定 平成28年1月1日

(2) 第5条の2から第5条の6まで、第6条、第11条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第5条の2第1項及び第16条の2の改正規定並びに次条、附則第3条第3項及び第6条の規定 平成28年4月1日

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の大和高田市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)第5条の2、第5条の3及び第5条の6(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。)附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下この条において「28年旧法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第5条の4及び第5条の6(28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第5条の5及び第5条の6(28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第17条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第43条第2項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

3 新条例第11条第2項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第27条第7項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第27条第7項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の大和高田市税賦課徴収条例(以下「旧条例」という。)第27条第7項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例第55条の2第1項第1号、第55条の3第1項第1号及び第2項第1号、第63条第2項第1号、第65条第1項第1号並びに第65条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号並びに第13条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第55条の2第1項並びに第55条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第63条第2項並びに附則第13条の4第3項及び第4項に規定する申請書又は新条例第65条第1項及

び第65条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第13条の4第2項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第55条の2第1項並びに第55条の3第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第63条第2項並びに附則第13条の4第3項及び第4項に規定する申請書又は旧条例第65条第1項及び第65条の2第1項並びに附則第10条の3各項及び第13条の4第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第81条第2項第2号及び第82条第2項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第81条第2項並びに第82条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第81条第2項並びに第82条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第16条の2に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第87条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円
- (3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第90条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第90条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第90条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第90条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第90条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第84条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、

市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。

6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第9条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条	第90条第1項若しくは第2項、	大和高田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成27年条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第6条第6項、
第9条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
第9条第3号	第40条第1項の申告書（法第321条の8第2項及び第23項の申告書を除く。）、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限
第90条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項の規定
第90条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項
第92条の2第1項	第90条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項
	当該各項	同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第6項

8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第91条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第90条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの

者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日
第7項の表以外の部分	第4項の	第9項の
	から	、第5項及び
第7項の表第9条の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第9条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第9条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第92条の2第1項の項	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

11 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項

	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項の から	第11項の 、第5項及び
第7項の表第9条の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第9条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第9条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第90条第5項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第92条の2第1項の項	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項の から	第13項の 、第5項及び
第7項の表第9条の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第9条第2号の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第9条第3号の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第90条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第90条	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同

第5項の項		条第6項
第7項の表第92条の2第1項の項	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第93条第2項の項	附則第6条第6項	附則第6条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第7条 新条例第126条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第126条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

### 条例第29号

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月10日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大和高田市国民健康保険税条例(昭和32年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第21条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改める。

第24条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に、「保険料」を「保険税」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第24条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大和高田市国民健康保険税条例第2条第2項、第3項及び第4項並びに第21条の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

### 条例第30号

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月10日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

大和高田市介護保険条例(平成12年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 条例第31号

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

平成27年12月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)



- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日から個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第1条及び第5条第1項の規定の適用については、第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」とあるのは、「第19条第9号」とする。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	大和高田市児童医療費助成条例（平成24年条例第8号）による児童に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	大和高田市乳幼児医療費助成条例（平成8年条例第32号）による乳幼児に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成8年条例第34号）によるひとり親家庭等に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	大和高田市心身障害者医療費助成条例（平成8年条例第33号）による心身障害者に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	大和高田市精神障害者医療費助成条例（平成26年条例第23号）による精神障害者に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	高齢者の精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	精神障害者の精神通院に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	在宅高齢者日常生活用具給付事業に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	緊急通報体制整備事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	外国人高齢者特別給付金支給事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	重度心身障害者（児）福祉タクシー事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
13 市長	難聴児補聴器購入費助成金交付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
14 市長	外国人重度障害者特別給付金支給事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
15 市長	大和高田市改良住宅等条例（平成9年条例第35号）による改良住宅等の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの
16 教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	大和高田市児童医療費助成条例による児童に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「国民健康保険関係情報」という。)、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、大和高田市乳幼児医療費助成条例による乳幼児に対する医療費の支給に関する情報(以下「乳幼児医療費助成関係情報」という。)、大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例によるひとり親家庭等に対する医療費の支給に関する情報(以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。)、大和高田市心身障害者医療費助成条例による心身障害者に対する医療費の支給に関する情報(以下「心身障害者医療費助成関係情報」という。)、又は大和高田市精神障害者医療費助成条例による精神障害者に対する医療費の支給に関する情報(以下「精神障害者医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	大和高田市乳幼児医療費助成条例による乳幼児に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険関係情報、児童手当関係情報、大和高田市児童医療費助成条例による児童に対する医療費の支給に関する情報(以下「児童医療費助成関係情報」という。)、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、心身障害者医療費助成関係情報又は精神障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例によるひとり親家庭等に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険関係情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に

	の	関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、児童医療費助成関係情報、乳幼児医療費助成関係情報、心身障害者医療費助成関係情報、精神障害者医療費助成関係情報、高齢者の精神障害者に対する医療費の助成に関する情報(以下「高齢者精神障害者医療費助成関係情報」という。)又は重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する情報(以下「重度心身障害老人等医療費助成関係情報」という。)であって規則で定めるもの
4 市長	大和高田市心身障害者医療費助成条例による心身障害者に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険関係情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、児童医療費助成関係情報、乳幼児医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、精神障害者医療費助成関係情報、高齢者精神障害者医療費助成関係情報又は重度心身障害老人等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	大和高田市精神障害者医療費助成条例による精神障害者に対する医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険関係情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報、児童医療費助成関係情報、乳幼児医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、心身障害者医療費助成関係情報、高齢者精神障害者医療費助成関係情報又は重度心身障害老人等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	高齢者の精神障害者に対する医療費に対する助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報、児童医療費助成関係情報、乳幼児医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、心身障害者医療費助成関係情報、精神障害者医療費助成関係情報又は重度心身障害老人等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの

7 市長	重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、障害者関係情報、児童医療費助成関係情報、乳幼児医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、心身障害者医療費助成関係情報、精神障害者医療費助成関係情報又は高齢者精神障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	精神障害者の精神通院に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報、児童医療費助成関係情報、乳幼児医療費助成関係情報、ひとり親家庭等医療費助成関係情報、心身障害者医療費助成関係情報、精神障害者医療費助成関係情報、高齢者精神障害者医療費助成関係情報又は重度心身障害老人等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	在宅高齢者日常生活用具給付事業に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	緊急通報体制整備事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	外国人高齢者特別給付金支給事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	重度心身障害者(児)福祉タクシー事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	難聴児補聴器購入費助成金交付事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
14 市長	外国人重度障害者特別給付金支給事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	大和高田市改良住宅等条例による改良住宅等の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

17 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
-------	---	---

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの

**規 則**

規則第36号

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年12月28日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則

大和高田市健康診査等負担金徴収規則（平成17年規則第18号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「第19条の2」の次に「及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条第1項」を加える。

別表に次のように加える。

2歳児歯科健診フッ素塗布	集団健診	500円
--------------	------	------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

告示第122号

大和高田市市民交流センター開館準備委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年11月6日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市市民交流センター開館準備委員会設置要綱

（設置）

第1条 大和高田市市民交流センター（以下「センター」という。）の開館及び運営に関し必要な事項を検討するため、大和高田市市民交流センター開館準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- （1） センターの開館記念式典その他開館準備に関する事項
- （2） センターの運営に関する事項
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 準備委員会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民協働の推進に関し、識見を有する者
- (2) 市内で活動する各種団体の代表者又はその構成員
- (3) 公募による市民代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、センターの開館記念式典が開催された月の翌月の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 準備委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 準備委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、準備委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明を聴くことができる。
- 5 委員長は、会議の結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 準備委員会の庶務は、市民部まちづくり振興室自治振興課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が準備委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後最初に行われる準備委員会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 告示第125号

大和高田市農業経営改善促進資金利子補給要綱を次のように定める。

平成27年11月26日

大和高田市長 吉田誠克

大和高田市農業経営改善促進資金利子補給要綱

(目的)

第1条 この告示は、農業経営改善促進資金融通事業実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通達。以下「実施要綱」という。)第4に規定する農業経営改善促進資金(以下「促進資金」という。)を借り受けた認定農業者に対して当該資金に係る利子補給を行うことについて定め、もって農業経営の改善の促進に資することを目的とする。

(利子補給の交付の条件)

第2条 利子補給の交付を受けることができる者は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の認定を受けた者であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 個人にあつては、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 法人にあつては、事業者の本店が本市に登録されている者
- (3) 市税を滞納していない者。ただし、災害等市長が不測の事態と認める場合は、この限りでない。
- (4) 事業者又は役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下ウにおいて同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。）が次のいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団（暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下ウにおいて同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下ウにおいて同じ。）
  - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項  
(利子補給金の交付)

第3条 利子補給金の交付は、実施要綱及びこの告示に定めるところによる。

(利子補給金の交付対象、額等)

第4条 利子補給金の交付対象、額及び交付期間は次のとおりとする。

- (1) 利子補給金の交付対象は、促進資金の貸付額に係る借受者が支払った利息相当額とする。
- (2) 利子補給金の額は、促進資金の当該元金の償還に係る約定利率（約定利率が年率2%を超える場合にあつては、2%とする。）の2分の1に相当する額を補給するものとする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (3) 利子補給金の交付期間は、1年以内とする。

(利子補給の承認申請)

第5条 利子補給を受けようとする認定農業者は、農業経営改善促進資金利子補給承認申請書（様式第1号）に利子支払額の分かる資料を添えて市長に提出し、利子補給の承認を申請しなければならない。

(利子補給の承認)

第6条 市長は、前条の農業経営改善促進資金利子補給承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、利子補給の可否を決定するものとする。

2 市長は、利子補給をする決定をした場合は農業経営改善促進資金利子補給承認書（様式第2号）を、利子補給しない決定をした場合はその旨を記載した文書を利子補給の申請をした認定農業者に交付するものとする。

(利子補給金の交付申請)

第7条 農業経営改善促進資金利子補給承認書を受理した認定農業者は、農業経営改善促進資金利子補給金交付申請書（様式第3号）を市長に提出し、利子補給金の交付を申請するものとする。

(利子補給金の交付決定)

第8条 市長は、前条の利子補給金の交付申請に係る書類を受理し、当該書類を適正と認めたときは、農業経営改善促進資金利子補給金交付決定通知書（様式第4号）を当該申請に係る認定農業者に交付するものとする。

(利子補給金の請求)

第9条 前条の農業経営改善促進資金利子補給金交付決定通知書を受理した認定農業者は、2月末日までに、農業経営改善促進資金利子補給金交付請求書（様式第5号）を市長に提出し、利子補給金の交付を請求するものとする。

(利子補給金の交付)

第10条 市長は、前条の農業経営改善促進資金利子補給金交付請求書を受理し、適正と認めたとき

は、当該書類を受理した日の属する月の翌月中に利子補給金を交付するものとする。

(指示及び検査)

第11条 市長は、利子補給金の交付を受けた認定農業者に対して必要な指示をし、報告を求め、又は書類帳簿等の検査を行うことができるものとする。

(利子補給金の返還)

第12条 市長は、利子補給金の交付を受け、又は受けようとする認定農業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定農業者に対する利子補給金を交付せず、又は既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 前条の規定による指示に従わず、報告せず、又は検査を拒んだとき。

(3) 詐欺その他不正の行為により利子補給金の交付を受けたとき。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

## 告示第129号

平成27年12月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

平成27年12月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成27年度大和高田市一般会計補正予算(第3号)
- 2 平成27年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 3 平成27年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 4 平成27年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 5 平成27年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 6 平成27年度大和高田市水道事業会計補正予算(第1号)

平成27年度大和高田市一般会計補正予算(第3号)

平成27年度大和高田市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158,534千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,738,068千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による。



## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 分担金及び負担金		133,390	179	133,569
	2. 負担金	132,100	179	132,279
13. 国庫支出金		4,332,087	68,726	4,400,813
	1. 国庫負担金	3,613,882	68,500	3,682,382
	2. 国庫補助金	642,627	226	642,853
14. 県支出金		1,411,687	34,250	1,445,937
	1. 県負担金	987,754	34,250	1,022,004
16. 寄附金		401	163	564
	1. 寄附金	401	163	564
18. 繰越金		0	55,216	55,216
	1. 繰越金	0	55,216	55,216
補正されなかった科目に係る額		17,701,969	0	17,701,969
歳入合計		23,579,534	158,534	23,738,068

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		270,541	3,689	274,230
	1. 議会費	270,541	3,689	274,230
2. 総務費		2,161,385	△51,337	2,110,048
	1. 総務管理費	1,567,989	△38,095	1,529,894
	2. 徴税费	311,831	△14,406	297,425
	3. 戸籍住民基本台帳費	121,755	6,800	128,555
	4. 選挙費	86,152	△5,163	80,989
	5. 統計調査費	47,262	△516	46,746
	6. 監査委員費	26,396	43	26,439
3. 民生費		10,089,156	152,495	10,241,651
	1. 社会福祉費	4,552,744	138,691	4,691,435
	2. 児童福祉費	2,915,032	11,685	2,926,717
	3. 生活保護費	2,621,076	2,119	2,623,195
4. 衛生費		2,710,812	1,592	2,712,404
	1. 保健衛生費	907,567	4,724	912,291
	2. 清掃費	1,803,245	△3,132	1,800,113
6. 農林水産業費		174,892	44	174,936
	1. 農業費	174,892	44	174,936
7. 商工費		102,035	2,162	104,197
	1. 商工費	102,035	2,162	104,197
8. 土木費		2,120,080	40,325	2,160,405
	1. 土木管理費	133,935	8,707	142,642
	2. 道路橋りょう費	208,060	2,500	210,560
	4. 都市計画費	1,582,447	33,602	1,616,049
	5. 住宅費	128,170	△4,484	123,686
10. 教育費		2,132,316	△8,736	2,123,580

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
	1. 教育総務費	392,436	△3,295	389,141
	2. 小学校費	334,666	11,800	346,466
	3. 中学校費	124,691	2,000	126,691
	4. 高等学校費	361,263	2,441	363,704
	5. 幼稚園費	229,460	△19,252	210,208
	6. 社会教育費	368,960	△2,430	366,530
12. 公債費		2,954,820	18,300	2,973,120
	1. 公債費	2,954,820	18,300	2,973,120
補正されなかった科目に係る額		863,497	0	863,497
歳出合計		23,579,534	158,534	23,738,068

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事項	期間	限度額
公共バス運行业務	平成28年度末まで	56,000
市民交流センター清掃業務(定期清掃)	平成29年5月末まで	9,768
市民交流センター施設警備業務	平成29年6月末まで	21,204
市民交流センター施設保守管理業務	平成29年6月末まで	12,110
市営斎場火葬業務等	平成28年度末まで	9,200千円と消費税等に相当する額
市営斎場受付業務	平成28年度末まで	1日当たり11,000円と消費税等に相当する額に業務に要した日数を乗じて得た額
文化会館の自主事業に係る経費	平成28年6月末まで	3,640

平成27年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成27年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,997千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,730,156千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 繰入金		539,241	△11,997	527,244
	1. 一般会計繰入金	539,240	△11,997	527,243
補正されなかった科目に係る額		9,202,912	0	9,202,912
歳入合計		9,742,153	△11,997	9,730,156

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		124,259	△11,997	112,262
	1. 総務管理費	107,103	△11,997	95,106
補正されなかった科目に係る額		9,617,894	0	9,617,894
歳出合計		9,742,153	△11,997	9,730,156

平成27年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

平成27年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ727千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,352,727千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		656,354	727	657,081
	1. 一般会計繰入金	656,354	727	657,081
補正されなかった科目に係る額		1,695,646	0	1,695,646
歳入合計		2,352,000	727	2,352,727

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		1,182,418	727	1,183,145
	1. 下水道事業費	1,182,418	727	1,183,145
補正されなかった科目に係る額		1,169,582	0	1,169,582
歳出合計		2,352,000	727	2,352,727

## 平成27年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成27年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,619千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,591,607千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7.繰入金		841,566	5,619	847,185
	1.一般会計繰入金	822,057	5,619	827,676
補正されなかった科目に係る額		4,744,422	0	4,744,422
歳入合計		5,585,988	5,619	5,591,607

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.総務費		117,142	△2,862	114,280
	1.総務管理費	72,282	△2,862	69,420
3.地域支援事業費		126,440	8,481	134,921
	2.包括的支援事業・任意事業費	101,515	8,481	109,996
補正されなかった科目に係る額		5,342,406	0	5,342,406
歳出合計		5,585,988	5,619	5,591,607

## 平成27年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)

平成27年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,180千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ680,366千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		219,057	1,180	220,237
	1. 一般会計繰入金	219,057	1,180	220,237
補正されなかった科目に係る額		460,129	0	460,129
歳入合計		679,186	1,180	680,366

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		35,508	1,180	36,688
	1. 総務管理費	34,026	1,180	35,206
補正されなかった科目に係る額		643,678	0	643,678
歳出合計		679,186	1,180	680,366

## 議第 67 号

## 平成27年度大和高田市水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成27年度大和高田市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度大和高田市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水道事業費用	1,766,549 千円	△9,015 千円	1,757,534 千円
第1項 営業費用	1,695,309 千円	△9,015 千円	1,686,294 千円

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「516,275千円」を「512,619千円」に、「建設改良積立金 159,724千円 及び 経営安定化積立金 61,771千円」を「建設改良積立金 217,839千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	805,832 千円	△3,656 千円	802,176 千円
第1項 建設改良費	612,189 千円	△3,656 千円	608,533 千円

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	228,830 千円	△ 12,671 千円	216,159 千円

## 告示第130号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月14日

大和高田市長 吉 田 誠 克

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1522	高522号線	大中東町245番先	
		大中南町239番1先	
1523	高523号線	土庫3丁目366番1先	
		土庫3丁目366番8先	
1524	高524号線	春日町1丁目511番23先	
		春日町1丁目511番30先	
1525	高525号線	春日町1丁目511番28先	
		春日町1丁目511番25先	
1526	高526号線	曾大根2丁目621番29先	
		曾大根2丁目622番2先	
1527	高527号線	大字田井27番5先	
		大字田井27番1先	
1528	高528号線	太田川左岸堤防敷先	
		大字大中183番先	
1529	高529号線	高田川左岸堤防敷先	
		大字大中183番先	
4122	天122号線	大字吉井114番4先	
		大字吉井114番1先	
4123	天123号線	大字出85番9先	
		大字出85番2先	

告示第131号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成27年12月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 道路の種類 市道
2. 路線名その他

路線名	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
高522号線	大中東町245番先から 大中南町239番1先まで	8.0~9.5	101.2	
高523号線	土庫3丁目366番1先から 土庫3丁目366番8先まで	5.0~8.2	39.2	
高524号線	春日町1丁目511番23先から 春日町1丁目511番30先まで	6.0~8.0	44.6	
高525号線	春日町1丁目511番28先から 春日町1丁目511番25先まで	6.0~6.0	10.4	
高526号線	曾大根2丁目621番29先から 曾大根2丁目622番2先まで	6.1~8.1	101.5	
高527号線	大字田井27番5先から 大字田井27番1先まで	6.0~8.0	85.2	



高528号線	太田川左岸堤防敷先から 大字大中183番先まで	2.3~2.3	21.4	静橋
高529号線	高田川左岸堤防敷先から 大字大中183番先まで	2.3~2.3	20.9	桜橋
天122号線	大字吉井114番4先から 大字吉井114番1先まで	6.2~6.2	100.5	
天123号線	大字出85番9先から 大字出85番2先まで	6.0~6.0	103.7	

3. 供用開始の期日 平成27年12月14日

**告示第132号**

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を変更する。  
その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

整理番号	旧新別	路線名	起点 終点	重要な 経過地
1118	旧	高118号線	大和高田市大字大中58番1先 大和高田市大中南町239番1先	
	新		大和高田市大字大中64番3先 大和高田市大字大中182番1先	

**告示第133号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域の変更を次のように決定する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成27年12月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

路線名	変更の区間	変更前の 幅員(m)	変更前の 延長(m)
		変更後の 幅員(m)	変更後の 延長(m)
高118号線	大和高田市大字大中58番1先から 大和高田市大中南町239番1先まで	2.3~10.0	497.8
		4.7~10.0	289.6

**告示第134号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を開始する。  
その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成27年12月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
高118号線	大和高田市大字大中58番1先から 大和高田市大字大中182番1先まで	平成27年12月14日

**告示第135号**

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を廃止する。  
その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1286	高286号線	大字松塚1032番5先	
		土庫3丁目798番先	
3092	陵 92号線	大字市場1番先	
		大字市場40番2先	

告示第136号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成27年12月14日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 道路の種類 市道
2. 路線名その他

路線名	区 間	変更 前後別	幅員 (m)	延 長 (m)	備 考
高 4号線	大字築山地内高田川左岸堤防敷先から 大字築山地内高田川右岸堤防敷先まで	前	1.8~1.8	36.0	面積増
		後	2.0~2.0	36.0	
高 6号線	大字築山367番4先から 大字築山780番先まで	前	5.8~6.5	20.2	"
		後	6.1~6.9	20.1	
高 10号線	大字築山771番1先から 大字築山780番先まで	前	4.6~5.1	31.7	"
		後	4.7~5.9	31.7	
高 49号線	土庫三丁目地内土庫川右岸堤防敷先から 土庫三丁目366番1先まで	前	4.5~6.0	14.0	面積減
		後	4.5~6.0	14.0	
高 63号線	東雲町964番先から 東雲町965番6先まで	前	3.4~4.2	24.7	面積増
		後	3.6~4.2	24.7	
高167号線	片塩町188番6先から 片塩町185番1先まで	前	5.9~6.1	23.1	"
		後	6.2~6.5	23.1	
高168号線	片塩町185番1先から 片塩町299番2先まで	前	3.5~3.8	26.4	面積増
		後	5.9~6.3	26.1	
高189号線	礪野南町384番3先から 礪野南町395番1先まで	前	2.4~3.7	64.9	"
		後	3.9~4.0	64.9	
高204号線	蔵之宮町203番3先から 蔵之宮町225番9先まで	前	2.5~3.4	61.5	"
		後	3.3~3.4	61.5	
高238号線	大字曾大根143番1先から 大字曾大根151番1先まで	前	1.6~2.6	34.3	"
		後	2.3~4.3	34.3	
陵160号線	大字市場804番1先から 大字池田580番4先まで	前	15.7~19.0	148.0	"
		後	16.0~19.0	148.0	
天 4号線	大字出102番2先から 大字出85番2先まで	前	4.1~4.1	31.1	"
		後	6.0~6.2	31.1	
天 6号線	大字出85番9先から 大字出15番2先まで	前	3.4~3.7	31.8	"
		後	6.0~6.0	31.8	

天 7号線	大字出 325 番 4 先から 大字出 179 番先まで	前	4.1~4.4	13.5	〃
		後	5.5~5.7	13.5	
天 69号線	大字奥田 44 番 1 先から 大字奥田 501 番先まで	前	5.0~5.3	27.0	〃
		後	5.0~5.6	27.0	
天 69号線	大字奥田 37 番 1 先から 大字奥田 471 番先まで	前	4.0~4.3	7.0	〃
		後	4.4~4.5	7.0	

3. 供用開始の期日 平成27年12月14日

#### 告示第137号

平成27年度国民健康保険税第1・2・3期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年12月15日

大和高田市長 吉田誠克

#### 1 この通知の発送年月日

第3期 平成27年10月26日

第4期 平成27年11月24日

#### 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

#### 告示第138号

平成27年度固定資産税・都市計画税第2・3期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年12月15日

大和高田市長 吉田誠克

#### 1 この通知の発送年月日

第2期 平成27年8月25日

第3期 平成27年10月27日

#### 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

#### 告示第139号

平成27年度市県民税第1期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年12月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 この通知の発送年月日 平成27年11月25日
- 2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み  
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第140号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成27年12月15日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠  
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため  
大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条
2. 処分対象自転車等の保管場所  
大和高田市曾大根  
大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日  
平成28年4月1日
4. 処分対象自転車等の移動年月日  
平成27年9月1日から平成27年9月30日までの間

**告示第141号**

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第1号)第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

平成27年12月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
  - (1) 施設の名称  
大和高田市総合公園施設
  - (2) 施設の所在地  
大和高田市大字出325番地  
大和高田市大字西坊城414番地
- 2 指定管理者となる団体
  - (1) 団体の名称  
株式会社ザ・ビッグスポーツ  
代表取締役 藤原 達治郎
  - (2) 団体の所在地  
大阪市北区堂島浜1丁目4番16号アクア堂島西館
- 3 指定管理者が行う業務の範囲  
大和高田市総合公園条例(平成17年条例第27号)第14条に規定する業務
- 4 指定管理者の指定の期間  
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

**告示第142号**

差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年12月17日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 この通知の発送年月日 平成27年12月11日

2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

**告示第143号**

大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年12月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市商工業振興対策事業補助金交付要綱(平成6年告示第28号)の一部を次のように改正する。

本則中「要綱」を「告示」に改める。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる要件の全てを満たす団体であって市長が商店街と認めるもの

ア 一定の区域内において、相当数の中小小売商業者又はサービス業に属する事業者が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っているもの

イ 規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの

ウ 社会通念上、消費者によりまとまった買物の場として認識されているもの

エ 一定の区域内において、人又は車両が常時通行できる道路等を包含しているもの

第3条第1項第2号中「大和高田市又は会議所」を「市又は大和高田商工会議所」に改める。

第5条中「補助対象事業を実施しようとする交付対象団体(以下「補助事業者」という。)」を「補助金の交付を受けようとする交付対象団体(以下「申請団体」という。)」に改め、「事業計画書(様式第1号)を」を「事業計画書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 収支計画書

(2) 見積書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第6条を次のように改める。

(補助事業の認定申請)

第6条 申請団体は、補助事業認定申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業実施計画書(大和高田市補助金交付規則(平成12年規則第51号。以下「補助金規則」という。)様式第2号)

(2) 収支予算書(補助金規則様式第3号)

- (3) 申請団体の構成員名簿
- (4) 規約の写し
- (5) 設計図(第3条第1項第2号に掲げる事業に係るものを除く。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第7条中「補助事業者」を「申請団体」に改める。

第8条中「補助の認定を受けた補助事業者」を「前条の規定による認定を受けた申請団体(以下「補助事業団体」という。)

に改める。

第9条を次のように改める。

(補助金の請求)

第9条 補助事業団体は、当該補助事業が完了したときは、速やかに補助金交付請求書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事完了届(様式第5号。第3条第1項第2号に掲げる事業に係るものを除く。)
- (2) 事業実績報告書(様式第6号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

#### 告示第144号

大和高田市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により下記のとおり告示する。

その関連図面は、平成28年1月5日から2週間、上下水道部下水道課に備え置いて縦覧に供する。

平成27年12月28日

大和高田市長 吉田誠克

記

- 1 供用及び処理を開始する年月日  
平成28年1月18日
- 2 供用及び処理を開始する区域
 

高田川第3処理分区	野口
高田川第5処理分区	春日町2丁目・曾大根1丁目
高田川第6処理分区	蔵之宮・大東町・三和町・旭南町・田井新町・中三倉堂1丁目・中三倉堂2丁目・東三倉堂
高田川第7処理分区	土庫2丁目・築山・有井・大谷・土庫
葛城第5処理分区	曾大根2丁目・南陽町・出
- 3 供用を開始する排水施設の区域  
大和高田市全図参照(1:10,000)上下水道部下水道課にて縦覧
- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別  
分流式
- 5 終末処理場  
奈良県北葛城郡広陵町大字萱野460 奈良県第2浄化センター

### 公 告

#### 公告第115号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告

します。

平成27年12月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市立菅原小学校エレベーター設置工事
2 工事場所	大和高田市大字根成柿地内(菅原小学校)
3 工事期間	契約締結日から平成28年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成27年度大和高田市格付け等級がA、B又はC等級の者であること。</p> <p>(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年12月3日(木)から平成27年12月8日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年12月9日(水)</p>

	<p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成27年12月3日(木)から平成27年12月8日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成27年12月11日(金)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成27年12月14日(月)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年12月17日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年12月18日(金)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p>



効	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	28,250,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第116号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成27年12月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	大和高田市浮孔児童ホーム新築工事
2 工事場所	大和高田市中三倉堂2丁目地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築工事に登録している者であること。 (2) 平成27年度大和高田市格付け等級がA、B又はC等級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、A、B及びC等級の混合入札において、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他のA、B及

	びC等級の混合入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年12月3日(木)から平成27年12月8日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年12月9日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成27年12月3日(木)から平成27年12月8日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成27年12月11日(金)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成27年12月14日(月)午後5時</p>

	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年12月17日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年12月18日(金) 午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	17,730,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

### 公告第117号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供します。

平成27年12月8日

大和高田市長 吉田 誠 克

**公告第118号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年12月11日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	サイクルポート近鉄高田北、高田市駅防犯カメラ設置工事
2 工事場所	大和高田市日之出西本町外1地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年2月29日（月）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の電気工事に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。</p> <p>(8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年12月14日（月）から平成27年12月16日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p>

	<p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年12月17日(木)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成27年12月14日(月)から平成27年12月16日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成27年12月18日(金)午後5時</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成27年12月21日(月)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年12月24日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参</p>

	加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年12月25日(金)午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	1,990,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第119号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成27年12月17日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	近鉄大和高田駅前駐車場改修工事(再度入札)
2 工事場所	大和高田市北本町地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿、又は大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録されている者であること。 (2) 機械器具設置工事における建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第3条第1項の建設業の許可を受けており、かつ、同法第27条の23第1項の審査を受けている者であること。 (3) 平成17年4月1日以降に、元請けで駐車場設備工事の履行実績を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て

	<p>がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(2)・5(3)の要件を満たすことを証するものとして建設業許可証明書等の写し、経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の写し及び実績書（任意様式）を同時に提出してください。実績書には工事名、契約相手方名、契約金額、履行期間及び工事概要を明記し、当該契約書の写しを添付してください。また、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年12月18日(金)から平成27年12月25日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所（本庁舎南隣）1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成28年1月5日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の配布</p>	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成27年12月18日(金)から平成27年12月25日(金)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p>

	(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期限 平成28年1月7日(木)午後5時 (2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 平成28年1月8日(金)午後5時 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成28年1月13日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年1月14日(木)午前11時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	2,660,000円(消費税等抜き)



18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第120号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成27年12月18日

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	礒野地内道肩改良工事
2 工事場所	大和高田市礒野地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年2月29日(月)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木工事に登録している者であること。 (2) 平成27年度大和高田市格付け等級がD又はE等級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、D及びE等級の混合入札において、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他のD及びE等級の混合入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。 (3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け

	<p>付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年12月21日(月)から平成27年12月24日(木)まで。ただし、祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年12月25日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成27年12月21日(月)から平成27年12月24日(木)まで。ただし、祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成27年12月28日(月)正午</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年1月5日(火)正午 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとし、</p> <p>(1) 期限 平成28年1月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してくだ</p>

	さい。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年1月8日(金) 午前10時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	1,360,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第121号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成27年12月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	藤森地内排水路改良工事
2 工事場所	大和高田市藤森地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木工事に登録している者であること。 (2) 平成27年度大和高田市格付け等級がD等級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て

	<p>がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年12月21日(月)から平成27年12月24日(木)まで。ただし、祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年12月25日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書(仕様書)の閲覧</p>	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成27年12月21日(月)から平成27年12月24日(木)まで。ただし、祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p>

	<p>(3) 配布の場所 大和高田市大和100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成27年12月28日(月)正午</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年1月5日(火)正午 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年1月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年1月8日(金)午前10時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>5,650,000円(消費税等抜き)</p>

18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

**公告第122号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成27年12月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	曾大根他地内道肩改良工事
2 工事場所	大和高田市曾大根他地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木工事に登録している者であること。 (2) 平成27年度大和高田市格付け等級がD等級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。

	<p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年12月21日(月)から平成27年12月24日(木)まで。ただし、祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年12月25日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成27年12月21日(月)から平成27年12月24日(木)まで。ただし、祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成27年12月28日(月)正午</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年1月5日(火)正午 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年1月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書へ	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ</p>

の記載	るかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年1月8日(金) 午前10時20分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	5,090,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第123号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成27年12月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	松塚地内水路整備工事
2 工事場所	大和高田市松塚地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年3月25日(金)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木工事に登録している者であること。 (2) 平成27年度大和高田市格付け等級がD等級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。



	<p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付ません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡します。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年12月21日(月)から平成27年12月24日(木)まで。ただし、祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年12月25日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成27年12月21日(月)から平成27年12月24日(木)まで。ただし、祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成27年12月28日(月)正午</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年1月5日(火)正午 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年1月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年1月8日(金)午前10時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限	<p>3,870,000円(消費税等抜き)</p>

基準比較価格	
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第124号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成27年12月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	松塚地内道肩改良工事
2 工事場所	大和高田市松塚地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木工事に登録している者であること。 (2) 平成27年度大和高田市格付け等級がD等級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第25号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)の者でないこと。 (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式

	<p>によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付しません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年12月21日(月)から平成27年12月24日(木)まで。ただし、祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年12月25日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成27年12月21日(月)から平成27年12月24日(木)まで。ただし、祝日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成27年12月28日(月)正午</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年1月5日(火)正午 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年1月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるもの</p>

	とし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成28年1月8日(金) 午前10時40分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	3,470,000円(消費税等抜き)
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第125号

大和高田市職員採用規程(平成21年訓令第6号)第6条の規定に基づき、平成27年度大和高田市職員採用試験の実施を次のとおり公告する。

平成27年12月25日

大和高田市長 吉田誠克

1. 職種及び試験区分、採用予定人員、受験資格など

職種及び試験区分	採用予定人員	受 験 資 格
建築技術職	2人	昭和51年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の建築専門課程を卒業した人、又は平成28年3月卒業見込みの人

土木技術職	3人	昭和51年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の土木専門課程(農業土木を含む)を卒業した人、又は平成28年3月卒業見込みの人
主任介護支援専門員	1人	昭和46年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を有し、かつ主任介護支援専門員資格を有する人
精神保健福祉士	1人	昭和51年4月2日以降に生まれた人で、精神保健福祉士資格を有する人、又は平成28年3月末日までに取得見込みの人
看護師 ※1	2人	昭和46年4月2日以降に生まれた人で、「保健師助産師看護師法」による看護師免許を有する人、又は平成28年3月末日までに実施される国家試験により当該免許を取得見込みの人
埋蔵文化財専門職員	1人	次の①～③のいずれにも該当する人 ① 昭和46年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に定める大学(短期大学を除く)又は大学院において考古学の専門課程を卒業した人 ② 博物館法に定める学芸員資格を有する人 ③ 埋蔵文化財の発掘調査等についての知識と経験を有する人で、発掘調査の整理作業と発掘調査報告書作成(共同執筆も可)を行ったことがある人

「短期大学」には、高等専門学校及び学校教育法による専修学校の専門課程のうち、修業年限が2年以上であり、かつ1600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを卒業の要件とするものを含みます。

※1 看護師は、採用後、市立の保育所、認定こども園のいずれかに配属する予定です。

◎全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 成年被後見人または被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 大和高田市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職などが制限されている者

2. 試験の日時・場所・試験の種類及び合格発表

区分	第1次試験	第2次試験
日時	平成28年1月24日(日) 午前9時から	平成28年2月7日(日) 午前9時から
場所	大和高田市役所内	大和高田市役所内
試験の対象と種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職種</li> <li>①一般教養試験</li> <li>②職場適応性検査</li> <li>・建築技術職、土木技術職、埋蔵文化財専門職員</li> <li>専門試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職種</li> <li>①個別面接</li> <li>②小論文</li> </ul>
合格発表	平成28年2月初め	平成28年2月末ごろ

- ※ 合否については、大和高田市のホームページでも確認できます。
- ※ 試験の内容に関する問い合わせについては、一切お答えできません。
- ※ 試験会場

大和高田市役所

大和高田市大字大中100番地1 TEL 0745-22-1101

3. 受験手続

1 申込書の交付

職員採用試験申込書は、大和高田市役所人事課（市役所3階）で交付します。  
大和高田市役所のホームページからもダウンロードできます。

2 受付期間及び受付場所

受付期間：平成28年1月5日（火）から平成28年1月12日（火）まで  
土曜日、日曜日及び祝日は除く。

午前9時～午後5時 郵送の場合、1/12当日消印有効

受付場所：大和高田市役所3階人事課内 大和高田市職員採用試験委員会

※持参の場合は、代理可

郵送の場合は、下記の宛て先まで必ず「簡易書留」で送付して下さい。

送付先： 〒635-8511

大和高田市大中100番地1

大和高田市役所人事課内大和高田市職員採用試験委員会

4. 提出書類（①から③は全職種とも必要となります。）

① 職員採用試験申込書

② 写真2枚（3月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm横3cm）で、1枚は  
申込書に貼付し、もう1枚は受験票用に持参又は同封）

③ 返信用封筒（長形3号：23.5cm×12.0cm）に82円切手を貼付し、  
住所宛名を書いたもの

④ 埋蔵文化財専門職員の受験者は、発掘調査歴（所定用紙）・業績目録（所定用  
紙）

※第1次試験合格者には、大和高田市職員採用試験委員会が指定する期日までに、下記  
の書類の提出を求めます。

① 最終学校卒業（見込）証明書

② 資格証明書・免許証の写し、または取得見込証明書（写し不可）

主任介護支援専門員、精神保健福祉士、看護師、埋蔵文化財専門職員の受験  
者は必要となります。

5. 試験結果の開示

試験の結果については、開示請求ができます。電話などによる開示請求はできませ  
んので、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を  
持って、直接市役所3階人事課まできてください。

区分試験	請求できる人	開示内容	開示期間及び開示場所
第1次試験	不合格者	総合得点	合格通知の日から起算して2週間
第2次試験	(本人に限る)	総合順位	大和高田市役所人事課

※ 開示時間は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までです。

6. 合格から採用まで

(1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。

①採用予定者 平成28年4月1日付けで採用します。

②採用候補者 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に欠員な  
どが生じ、補充することが必要であるときに限り採用します。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までです。

(3) 最終合格者のうち、卒業見込みの人が平成28年3月末日までに卒業できなかった場合並

びに免許または資格取得見込みの人が、所定の時期までにこれを取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿（採用予定者、採用候補者）から抹消します。

(4) 本市では、採用試験（合格者決定）を適正に行うため、民間有識者で構成される「大和高田市職員採用試験検討・監理委員会」を設置しています。

#### 7. 給与について

- ・ 平成27年4月1日現在の初任給月額は、大卒174,200円、短大卒154,800円、高校卒142,100円で、他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。
- ・ ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当については減額措置を講じています。
- ・ なお、初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
- ・ 全ての職種の給料は、行政職給料表を適用します。

#### 8. その他

- ・ 申込書の記載事項及び提出書類に不備がある場合は、お返しすることがありますが、このために生じた申込の遅延等には責任を負いません。受験手続には十分注意してください。
- ・ 受験資格がないことおよび申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- ・ この試験に関する提出書類は、一切お返しいたしません。なお、提出書類等により取得した個人情報については今回の職員採用試験の実施のためだけに用い、それ以外の目的には使用しません。また、大和高田市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。

試験についての問い合わせ先

〒635-8511 大和高田市大中100番地1  
大和高田市役所 企画政策部人事課内  
「大和高田市職員採用試験委員会」

TEL 0745-22-1101 内線212・213  
インターネットホームページでも採用情報を掲載しています。

<http://www.city.yamatotakada.nara.jp>

### 教育委員会

#### 教育委員会告示第23号

大和高田市教育委員会12月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成27年12月14日

大和高田市教育委員会  
委員長 萱澤 昌子

記

日時 平成27年12月18日(金)午後3時

場所 さざんかホール4階会議室

議案 第1号 第39回大和高田市民マラソン大会実施要項(案)について

第2号 後援願いについて

第3号 その他



**選挙管理委員会**

**選挙管理委員会告示第74号**

平成27年12月2日現在の<sup>1</sup>大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成27年12月2日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

3分の1の数	18,852	人
6分の1の数	9,426	人
50分の1の数	1,132	人

**選挙管理委員会告示第75号**

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定により、平成26年12月1日から平成27年11月30日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況を別紙のとおり公表する。

平成25年12月2日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西川勝彦

別紙は省略(市役所前の掲示場に掲示済み)

**農業委員会**

**農業委員会告示第12号**

大和高田市農業委員会1月定例委員会を次のとおり招集する。

平成27年12月28日

大和高田市農業委員会

会長 松田榮義

記

日時 平成28年1月8日(金)午後3時

場所 市役所3階東会議室

議案

第1号 農地法第3条第1項について申請の件

第2号 農地法第4条規定による申請の件

第3号 農地法第18条第6項規定による通知の件

第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第5号 その他

**公営企業**

**水道事業公告第20号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告

します。

平成27年12月18日

水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設工事(三和町)
2 工事場所	大和高田市三和町地内
3 工事期間	契約締結日から平成28年3月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成27年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事(水道)に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年12月21日(月)から平成27年12月24日(木)まで。ただし、祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階環境建設部契約監理室</p>

7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年12月25日(金)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成27年12月21日(月)から平成27年12月28日(月)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 平成27年12月28日(月)正午</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成28年1月5日(火)正午 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成28年1月7日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成28年1月8日(金)午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階別棟会議室</p>

	<p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>5,320,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。</p>